

第三節 亀山市域の荘園と村落

第一項 亀山市域の荘園

亀山市域の荘園 中世の伊勢国鈴鹿郡、なかでも亀山市域には、数々の荘園が立地した。まずは、その全体的な特徴について述べる。

一般に、荘園の規模は、京都に近い国々では零細で、京都から離れた遠国ほど大きい。たとえば、南九州の摂関家領島津荘しまづのしょうは、日向国ひゅうがのくに（宮崎県）と大隅・薩摩国おおすみ さつまのくに（鹿児島県）の三カ国にまたがる。京都の近傍では、中央の領主による人や土地の支配が古くから進んだ結果、権利関係は強固で、かつ錯綜しており、荘園の規模は小さくならざるをえない。それに対し、そうした状況にない遠国では、荘園の設立に際して、大規模な領域設定が可能であった。

一国内の荘園の規模や分布についても、同様のことがいえる。国司や国衙在庁官人の影響が及びやすい国府こくふの近傍では、公領（国衙領）が多く維持され、大規模な荘園は成立しにくい。それに対し、国府から離れた周縁地域では、逆に荘園の設立が進み、規模も大きくなるのである。

伊勢国の場合、京都の近国でもあり、荘園の規模は、さほど大きくはない。特徴的なのは、神戸かんべ・御厨みくりや・御園みそのが零細な規模で、数多く設定されている点である。これは、天皇家の宗廟たる伊勢神宮の膝下であるという特殊事情による。そうしたなかにあって、伊勢国府の立地する鈴鹿郡の荘園は、数も少なく、規模も小規模といえるだろう。

以下、平安時代後期から鎌倉時代の史料にみえる荘園について、個別にみる。

和田荘の本来 和田荘わだのしょうの成立は、保延元年（一一三五）八月。

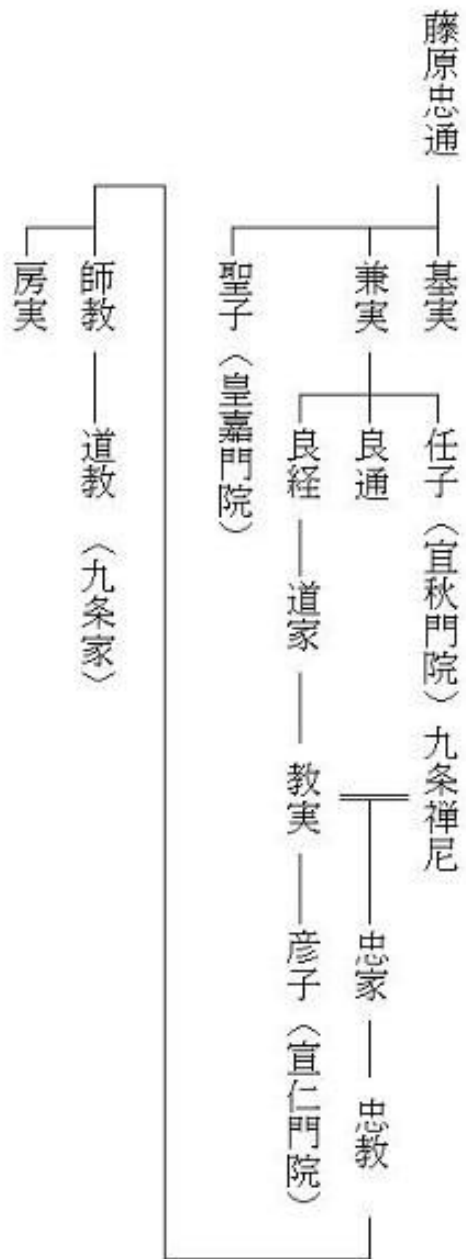
平清盛の父忠盛が集積した散在所領が、鳥羽院の近臣藤原為房・光房父子の手を経て、崇徳天皇（鳥羽院の皇子）の中宮藤原聖子（皇嘉門院）に寄進され、成立した。皇嘉門院は、とさきの関白藤原忠通の娘である（図63）。以後、皇嘉門院を本家として仰ぎ、藤原光房が預所として経営を請け負う重層的な体系で支配が進む（以上、第五章第二節第二項を参照）。そして、治承四年（一一八〇）五月、皇嘉門院領の大部分は、同院の養子九条良通に譲ることを条件に、良通の父九条兼実に譲与される（『平安遺文』三九一三三号）。

とはいえ、これにさきだつ仁安三年（一一六八）十一月、かねて藤原光房から預所を継いでいた嫡男吉田経房が、本家の九条兼実に家人としての礼をとらずに、和田荘を知行していることが問題化した。このとき経房は、父祖以来の経緯を説明し、兼実から相伝を認める下文を賜っている。また、治承元年十二月には、兩人の間で、和田荘の年貢をめぐる何らかの取り決めがおこなわれている（史384・597）。兼実は、正式に譲与をうける以前から、皇嘉門院の兄として和田荘の支配に関わっていたのである。

かくて和田荘は、九条家領の荘園となる。九条家は、江戸時代の末まで摂政・関白を務めた摂関家の一つである。

ところが、文治四年（一一八八）二月、九条良通は父兼実にさきだつて早世し、元久元年（一二〇四）四月、兼実は和田荘

図63 和田荘本家相伝系図



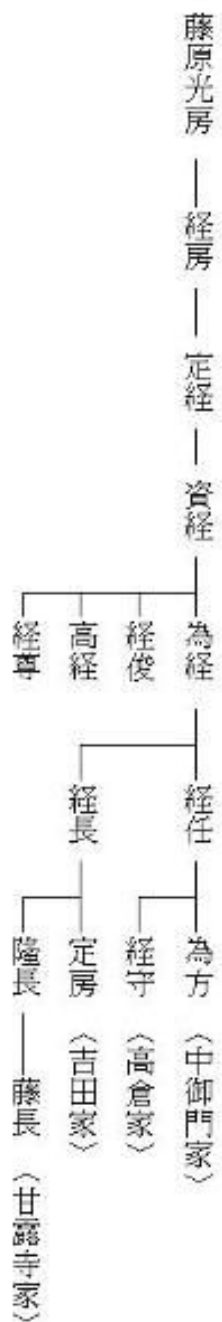
をふくむ皇嘉門院領を、娘の宜秋門院藤原任子（後鳥羽院の元中宮）に譲る（史441）。その後、それらは兼実の嫡孫九条道家に伝えられる。建長二年（一二五〇）十一月、道家は和田莊などを子息の故教実のりざねの後家九条禅尼ぜんにに譲り、禅尼が没したのちは、教実の娘の宣仁門院藤原彦子げんし（四条天皇の元女御）に譲ること、さらにその後は、教実の息忠家ただいえの子息に譲ることを書き置いている（史488・489）。

その後、道家は建長四年（一二五二）二月、宣仁門院は弘長二年（一二六二）正月、忠家は建治元年（一二七五）六月に死去し、忠家の息忠教ただのりが跡を継ぐ。正応六年（一二九三）三月、忠教は、和田莊などを長子師教もろのりに譲与（史516～518）。ところが、徳治三年（一三〇八）正月、忠教は、師教が病身であることや、「嫌退籠居の志」があることを理由に、師教への譲与を取りやめ、次子房実ふささねに譲与する（史528）。房実は、兄師教の猶子となる。

だが、師教は元応二年（一二三〇）六月、房実は嘉暦二年（一二三七）三月、いずれも父忠教にさきだち、死去する。同月、忠教は師教の息道教みちのりに譲与しなおし（史538～543）、鎌倉時代も終わらんとする正慶元・元弘二年（一二三二）十二月、没するのである。

和田莊から九条家に納められる年貢がいかほどであったか、それを示す史料は残されていない。とはいえ、永仁五年（一二九七）八月、九条家の邸宅の大番役（警固役）を九条家領の各莊園が輪番で勤めることを定めた史料によると、和田莊は七月の当番となっている（史519）。和田莊の莊民は、年に一度、上洛して九条家の邸宅の警備にあたっていた。

和田莊の領家 他方、和田莊の預所を務めた領家藤原光房の子孫についてみる（図64）。仁平四年（一一五四）十一月、光房が四六歳で没すると、一二歳の息吉田経房が跡を継ぐ。経房の貴族としての歩みは、父の死もあって遅々たるものであった。



だが、経房は、こののち平氏政権のもとで実務能力を買われ、あるいは源頼朝の信頼をえて、叩き上げの実務官僚として枢要の地位を築いていくことになる。仁安三年（一一六八）十一月、経房が兼実^{みなもと}に家人の礼をとらぬことが問題化したことや、治承元年（一一七七）十二月、兩人が和田荘の年貢をめぐる取り決めをおこなったことについては、前述したごとくである。

正治二年（一二〇〇）二月、吉田経房は、子息らに所領を譲与する（史430）。このとき和田荘は、嫡孫吉田資経^{すけつね}に譲られた。資経の父吉田定経^{さだつね}は、正治元年十一月に出家して父経房から義絶されていた。ために、資経が後嗣となったのである。

なお、和田荘の内部には、能楽名^{のうがくみやう}という名田^{みやうでん}が三町あった（一町は約一〇八〜九m四方）。この名田は、資経に譲与された和田荘全体とは別に、「女房」なる女性へ「万年」、つまり永久に譲られている。のちの史料によれば、「女房」は、吉田経房の妻である（史487）。

下って承久二年（一二二〇）五月、和田荘と隣接する某荘との間で堺相論がおこる（史450）。吉田資経は、ときの左大臣で和田荘の本家九条道家を訪ね、現地に赴いて境界を確認する実^{じつ}検^{けん}をおこなえ、との朝廷の命令が下されたことを報告する。そして、鎌倉幕府からの使者も現地へ差し添えるよう、幕府へ申し入れてほしい旨、要望している。当時、九条道家の息三寅^{みとら}（のちの九条頼経^{よりつね}）が、四代将軍に就任すべく鎌倉へ下っており、資経は道家の発言力に期したのであろう。だが、相論の結末は、不明である。

そして、建長二年（一二五〇）六月、吉田資経は、所領を子

息為経・経俊・高経らに譲与する（史487）。和田荘は、高経が相続した唯一の所領であつた。その一方で、資経の祖父経房の妻に相続されていた能楽名三町は、法印経尊きようそんなる僧侶に伝えられた。経尊は資経の息。園城寺おんじようじ（三井寺みいでら。滋賀県大津市）の僧侶で（『尊卑分脈』高藤公孫）、文永四年（一二六七）十二月、没する（『吉統記』同月二十一日条）。その後、和田荘の領家の地位と、能楽名が、いかに伝えられたのか、史料からは判然としない。

だが、延慶二年（一二三〇）四月まで下ると、本家九条忠教のもと、領家は高倉経守たかくらつねもりであつたことが確認できる（史529）。経守は、資経の嫡孫経任つねとうの子である。だが、九条忠教は、経守の地位を「相伝に非ず」と記している。かつて資経から領家の地位をうけついでた子息高経は、弘安八年（一二八五）六月に没する。高経ののち、和田荘の領家の地位が剥奪されたのである。

かくて和田荘の領家の地位は、いったん勧修寺流藤原氏の相伝所領ではなくなるのである。そして、このことが、鎌倉時代の末から南北朝時代にかけて、和田荘の本家と領家の争いを誘発することになる（第五章第一節第三項を参照）。

なお、南北朝時代初頭の延元四年・暦応二年（一三三九）十月の伊勢神宮諸国御厨御園帳に「和田御厨」がみえ、神宮に三石の上分米を納めるとある（史578）。だが、他の史料にはみえず、『神鳳鈔』にみえる「高和田御厨」ないし「高和里御厨」の書き誤りの可能性もある。

鈴鹿荘 鎌倉時代初頭の文治三年（一一八七）四月、伊勢神宮公卿勅使に対して雑事を勤めた荘園のなかに「勧学院飯鹿庄」がみえる。当時、松本盛澄まつもともりすみが知行していた（史416）。元久元年

（一二〇四）三月、三日平氏の乱で蜂起することになる富田基度のり・松本盛光もりみつ兄弟の近親者かと思われる。飯鹿荘については、十世紀成立の『和名類聚抄』わみやうるいじゆうしやうにみえる員弁郡いしかごうの石加郷（い

なべ市大安町)に比定する説もあるが、他の史料には、いつさい確認できない。「飯鹿」は「鈴鹿」の誤りとみられる。

第一の根拠は、「飯鹿荘」は、勸学院領だったと考えられる点である。勸学院は、藤原氏出身者の教育施設で、氏寺の興福寺や氏神の春日大社の運営も担い、藤原氏の氏長者(摂政・関白)が維持管理した。

第二の根拠は、鈴鹿荘が、のちの史料に摂関家渡領として登場する点である。摂関家渡領とは、藤原氏の氏長者の地位に附属して伝えられた荘園群で、勸学院領・法成寺領・東北院領・平等院領などからなる。

嘉元三年(一一三〇五)四月に摂関家渡領を記した目録には、鈴鹿荘が氏院(勸学院)領としてみえる。田地は二一町あまり、畠地は一二町あまり、年貢は四〇貫文ほどである(一貫文は一〇〇〇文)。通景なる人物が納殿(貴重品を保管する倉庫)を運営するための所領として拝領し、のち定親なる人物に与えられたという(史525)。南北朝時代の興国三年・暦応五年(一三四二)正月の目録にも氏院領としてみえ、田地等の規模はかわらず、このころは前参議藤原頼教が知行していた(史581)。

これにさきだつ弘安四年(一一八二)ごろ、長谷王丸なる人物が、鈴鹿荘内熊野田に関して出訴し、土御門天皇の皇子静仁法親王が、勘解由小路兼仲に訴訟審理の取り次ぎを依頼している(史506)。静仁は紀伊国(和歌山県)の熊野三山(本宮・新宮・那智)を統括する検校、兼仲は関白鷹司兼平の家司(家人)で、熊野田は熊野三山領の田地とみられる。

長谷王丸は、鈴鹿荘内に散在する熊野三山領熊野田について、鈴鹿荘から押領など何らかの権利侵害をうけ、その旨を自身の領主である静仁に訴え、静仁が兼仲に摂関家法廷での審理を依頼したものとみられる。だが、訴訟の結末は分からない。

なお、室町時代の康正二年(一四五六)五月以降、内裏造営のために諸国諸荘から徴収された段銭(田地一反ごとに徴収さ

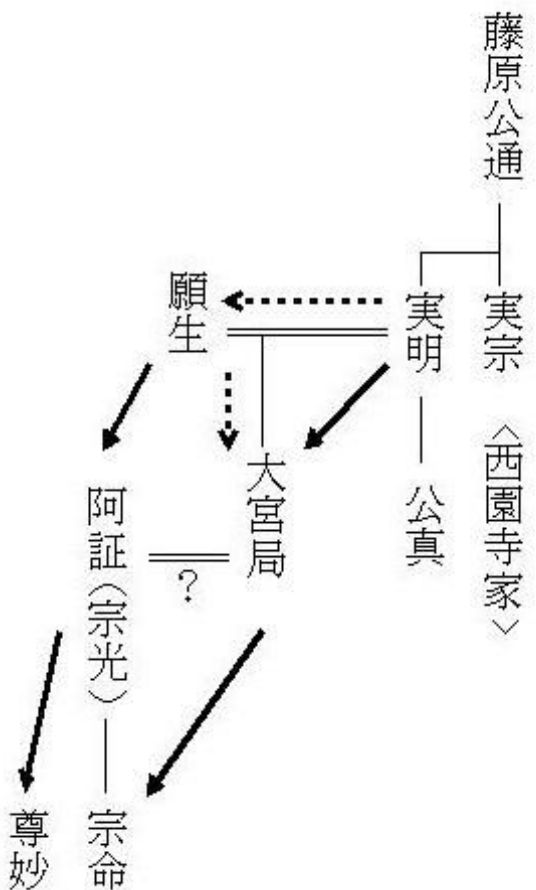
れた租税)を書きあげた史料によると、このときすぎは相葉左京亮さきやうのすけなる人物が「伊勢国鈴鹿庄和田段銭」分の一貫二五〇文を納入している(『康正二年造内裏段銭并国役引付』)。

この史料から、鈴鹿庄は、九条家領和田庄と接していたとする説もある。だが、同史料における他の所領の表記方法を考慮すると、これは、鈴鹿庄と和田庄を並列表記したものである可能性も残る。その場合、このころ鈴鹿庄は近隣の和田庄とともに、相葉左京亮により管理運営されていたということになる。とはいえ、ほかに確実な史料もなく、鈴鹿庄の立地は、不明とせざるをえない。

昼生荘 文治三年(一一八七)四月の史料に、ひるおのしやう昼生荘がみえる。同荘の初見である。荘園経営にあたるあずかりどころ預所は、源頼朝の側近として活躍したなかはらのちかよし中原親能で、代官は姓未詳のみんぶのたいふ民部大範のりしげ重なる人物であった(史416)。平安時代末におきた一連の動乱を経て、平家一門やその与党が有していたしき預所職が没収されたのであろう。

建久三年(一一九二)八月、伊勢神宮領を書きあげた史料に、ひるおのみくりや昼生御厨がみえる(史422)。昼生荘に設置された神宮領である。伊勢内宮・外宮のないくう両宮領で、管理運営にあたる給主は、さいおんじ西園寺家傍流の藤原実明(図65)。往古の神宮領で、治承五年(一一八一)に改めて神宮に寄進され、養和元年(一一八一)に朝廷

図65 昼生荘相伝系図



から認められたという。内宮へは上分米三石と起請雑用米七石、外宮へは上分米五石を納めることになっていた。なお、『神鳳鈔』には、内

宮・外宮の両宮領で、田地六六町、口入米が七石とある。

下つて寛喜三年（一二三一）八月、伊勢神宮公卿勅使の派遣に際し、昼生荘が勤めるべき雑事が免除されている。昼生荘が伊勢神宮の御厨であるというのが、その理由であった（史⁴⁶⁸）。

そののち正応五年（一二九二）七月ごろ、昼生荘内長野郷（比定地不明）の相伝をめぐって、相論がおきている。持明院統の伏見天皇の裁判機関であつた記録所で、審議がおこなわれた（史⁵¹²）。

一方当事者は僧宗命^{そうめい}。宗命の主張によると、建保四年（一一一六）三月、ときの領主藤原実明は、妻願生^{がんしよう}の存命中は妻が管理することを条件に、長野郷と、山城国小栗栖^{おぐるす}（京都市伏見区小栗栖）の山荘（仏堂）を息女大宮局^{おおみやのつぼね}に譲つた。このとき、仏堂の修理は一同が協力しておこない、仏事は実明の息公真阿闍梨^{こうしん}が務めるとの取り決めもなされた。下つて弘長三年（一一六三）四月、大宮局は長野郷を宗命に譲つた。

ところが、もう一方の当事者である尼尊妙^{そんみょう}の主張によると、実明の妻願生は、文永年間（一一六四〜）に宗命の父阿証^{あしやう}と契約状を取り交わし、後嵯峨院^{ごさかが}からそれを認める院宣^{いんせん}を給わつた。契約は、阿証が長野郷等をいったん知行したのち、尼尊妙へ譲与することを約したものだつた可能性が高い。そして、文永九年（一二七二）七月、阿証が長野郷と山荘を尼尊妙に譲与。その後、弘安元年（一二七八）八月、阿証から尼尊妙への譲与を認める亀山院^{かめやま}の院宣を発給されたと主張する。

これに対する記録所の判断は、願生の契約状と文永の院宣は提出されておらず、不審とするも、宗命が父阿証に背いた点を「違犯^{いぼん}」と認定。尊妙の訴えを支持した。「違犯」は「教令違犯」（親の教えや命令に背く罪）の意である。

その後、永仁年間（一二九三〜）に尊妙と中御門冬定^{なかみかどふゆさだ}の間で契約が結ばれ（「東山御文庫記録」甲六八）、正和二年（一一三一一）十月、伏見院が冬定に対し、昼生下荘内の長野郷の知行を

認める院宣を出している（史534など）。以後、昼生中・下荘は、中御門家領として史料に散見する。

このほか、興福寺や春日大社が昼生荘に何らかの権益を持っていたことを示す史料も散見する（史486・513～515）。だが、史料も少なく、その詳細については、不明とせざるをえない。

三子山 文治三年（一一八七）四月の史料に「三ヶ山」（三子山）みつごやまがみえる。地頭は、伊佐資綱（史416）。三子山は鈴鹿峠の東方の峰で、延長五年（九二七）撰進の『延喜式』にみえる片山神社かたやま（亀山市関町坂下）の神体山、旧社地である。平家一門に伝来した名刀抜丸ぬけまるは、三子山で発見されたという説話が伝わる（史353。以上、第五章第二節第二項を参照）。平家一門ゆかりの三子山が、その滅亡を経て没収されたのである。

ところで、建久二年（一一九一）正月、鎌倉幕府のある女房が、源頼朝から所領として三子山を賜った。名前を大進局だいじようのつぼねという。父は伊達朝宗だてともむね。大進局は、頼朝の寵愛をうけ、文治二年（一一八六）二月、男の若君を出産する（『吾妻鏡』同月二十六日条）。ところが、頼朝の正妻北条政子の嫉妬を買い、鎌倉を離れて上洛することになる。その際、在京の用とするため、京都にほど近い三子山を、所領として拝領したのである（史418・419）。

なお、前出の三子山の地頭伊佐資綱は、伊達朝宗の息子で、大進局の兄弟にあたる。大進局が賜った所職しよしきは何か、史料からは判然としない。けれども、資綱がなお地頭であったとすれば、大進局が任じられたのは、地頭より上級の預所だった可能性があり、さもなければ、兄弟の跡をうけ、地頭に任じられたのかもしれない。

建久三年（一一九二）五月、大進局の若君は、京都の仁和寺にんなじ（京都市右京区）に入るため、上洛する（『吾妻鏡』同月十九日条）。やがて貞暁じようぎやうと名乗った若君は、仁和寺の子院である勝宝院しょうほういんを継承。貞応二年（一一二二）には、紀伊国の高野山こうやさん

(和歌山県伊都郡高野町) に登り、寂静院じやくじやういんを創建して鎌倉將軍三代の菩提を弔うなど、真言僧として活動し、寛喜三年(一二三一)二月、没する(『明月記』同年三月二日条)。

貞暁の死去をうけ、三子山をはじめとする遺領は、内大臣西園寺実氏おんじさねうじの息道勝どうしようへと譲与される(史467)。道勝は、仁和寺勝宝院を継ぎ、東寺(京都市南区)の長官である一長者いちのちやうじやなどを歴任した真言宗の高僧で、貞暁の弟子であった。源頼朝の忘れ形見の遺領は、鎌倉時代の最有力貴族であった西園寺家の子弟へとうけつがれていくのである。だが、その後の状況を示す史料は、残っていない。

英多荘 文治三年(一一八七)四月の史料に、英多荘がみえる。地頭は、伊勢国惣追捕使(のちの守護)の山内経俊であった(史416)。亀山市川崎町内には『延喜式』にみえるあがたぬし県主神社の旧社地とされる小字あがたやしき県屋敷があり、英多荘は、同町付近に立地した可能性がある。しかし、他に史料は残らず、詳細は不明である。

遍法寺領 亀山市辺法寺町付近に立地したとみられる。文治三年(一一八七)四月の史料に、遍法寺領がみえる。地頭は、源頼朝の側近大江広元であった(史416)。だが、その後については、史料が残らず、分からない。

大田荘 現在の太森町ふともりの地名は、明治初年の太田村おおたと岩森村いわもりの合併による。平安時代の永保三年(一一〇八三)六月に書写された大乘理趣六波羅蜜経の奥書に「伊勢国鈴鹿郡大田御庄」とみえる(『平安遺文』題跋編四三〇号)。この大田荘は、旧太田村付近に立地したとみられる。ただし、他に史料がなく、それ以上のことは不明である。

小田 鈴鹿市最西端の小田町付近に立地したとすれば、西隣の亀山市田村町一帯にも展開していた可能性がある。記して後考にゆだねたい。

鎌倉時代なかばの暦応元年(一二三三)十月、前大僧正えんぎ円基

が、弟子の大法師えんそん円尊えんそんに対し、延暦寺の東塔にあつた房舎や、それらに附属する所領を譲り、十二月、四条しじょう天皇がそれを認めている。そのなかには「辻房」なる房舎に附属する「伊勢国小田」という所領がふくまれていた（史478）。円基は、撰関家の近衛基通このえもとみちの息で、近衛家実いへさねの弟にあたる天台宗の僧。延暦寺の長官たる天台座主てんだいざすにも就任した高僧である。

下つて建治二年（一二七六）十月、前大僧正じぜん慈禅が、それらの房舎・所領を弟子の権大僧都じき慈基に譲り、後宇多天皇ごうだがそれを認めている（史505）。慈基は、近衛家実の子で、やはり天台座主などを歴任した天台僧である。また、慈基は、近衛家実の子鷹司兼平たかつかさかねひらの息であつた。とはいへ、その後の伝領については、不明とせざるをえない。

第二項 亀山市域の神戸・御厨・御園

神戸・御厨・御園 伊勢神宮の膝下である伊勢国に、神戸・御厨くりや・御園みそのが数多く設定されていたことは、前述したとおりである。鈴鹿郡におかれた神宮領は、神宮から隔たつていてもあり、さほど数も多くなか、規模も小さいが、それでも郡内に少なからず点在していた。

伊勢神宮領の神戸・御厨・御園は、概して三つの類型に分けられる。第一は、神宮に魚介類・布・糸・野菜などを貢進し、住民が神人として把握される神宮直轄領。第二は、神宮を本家として戴き、管理経営を貴族・寺社・神官らが領家として担う、一般的な荘園に準ずる所領。第三は、若干の上分米を納めるにとどまるものである。

市域の神宮領のうち、第一の類型に属するのは鈴鹿神戸のみで、昼生はら・原あのだ・阿野田とよた・豊田御厨は第二の類型に、残りは第三の類型に属する。第二・三の類型が多いのは、神宮からやや隔

たった鈴鹿郡における特徴といえるかもしれない。

以下、鎌倉時代から南北朝時代初頭の史料にみえる神戸や御厨について、個別にみる。なお、和田御厨・昼生御厨については、すでに述べたとおりである（本章第三節第一項を参照）。

鈴鹿神戸 江戸時代に神戸七郷と称された現在の野村・山下・木下・小野・布気・太岡寺町の一带に比定しうる。

鎌倉時代初期の建久三年（一一九二）八月、伊勢神宮領を書き連ねた史料に、内宮・外宮領の鈴鹿神戸がみえる。また『神鳳鈔』によると、御神酒三缶おみき ほとぎ（缶は瓦器を数える単位）、副米そえまい九斗、造酒用の米一石、懸力稻二〇束、荷前糸三絢のさきを貢納していた（荷前は、その年の初物として貢納する糸。絢は、捻ねじって合わせた糸を数える単位）。また、延元四年・暦応二年（一三三九）十月の史料によると、祭料として二石を納入していた（史578）。

原御厨 原という地名は現存しない。とはいえ、江戸時代の原村の存在から、鈴鹿市東庄内町から、亀山市川崎町・能褒野町にかけて立地した可能性が高い。

建久三年（一一九二）八月の史料に、原御厨がみえる。同史料には「平家の相伝往代をもって勅免不輸の庄領なり。（中略）いま没官所として鎌倉、知行せらるるところなり」とあって、平家領が没収されて源頼朝の所領、すなわち関東御領（幕府直轄領）となったことについては、前述したとおりである（本章第一節第二項を参照）。伊勢外宮領の原御厨は、供祭物として三度御祭の御贄米三石とともに、伊勢別宮の高宮（多賀宮）で正月七日におこなわれる神事の費えとして、田地二町の年貢と鮎などを納めていた（史422）。

その後、原御厨の預所・地頭職は、三代將軍源実朝の妻坊城局じょうのつぼねの手に移る。そして、坊城局は、実朝の菩提を弔うため、それらを京都の有栖川堂（のちの清浄寿院）に寄進。寛喜元年（一二二九）十一月、四代將軍九条頼経が、それを認め

ている（史465）。ところが、建治三年（一二七七）七月、幕府の執権北条時宗ときむねが、有栖川堂領を拝領する（『建治三年記』七月四日条）。

下って永仁六年（一二九八）十月、有栖川堂清浄寿院は、原御厨等の院領としての存続を、時宗息の執権北条貞時さだときに出訴する。雑掌は「仏陀施入ぶつだせにゅうの地」、つまり仏神に寄進した土地は取り返せない、という日本中世特有の法理をもちだし、それが「人給にんきゆう」、つまり人間の所有地にもどつたために、有栖川堂が荒廃していると主張。これ以前に原御厨は、故御方おんかたのつぼね局なる女性の所領となっていた。これに対し、北条貞時は、清浄寿院の主張を認め、原御厨の年貢を有栖川堂の運営に充てるよう命じている（史522）。

とはいえ、その後も北条氏領としての実態は続き、原御厨の預所・地頭職は、北条貞時の後妻の所領として幕府の滅亡を迎え、建武政権に没収される。そして、建武二年（一三三五）九月、伊勢神宮に寄進されるのである（史557）。

なお『神鳳鈔』によると、田地は八三町で、伊勢内宮には御祈禱米として上分一〇〇石、外宮には上分米二石を納めていた。これを鎌倉時代初期に外宮へ納めていた前述の数量と比較すると、外宮分はほぼ一致し、皆無だった内宮分が大幅に増えている。建武二年の寄進分であろう。下って延元四年・暦応二年（一三三九）十月の伊勢神宮諸国御厨御園帳によると、六・九・十二月に、それぞれ一石を納めることになっている（史578）。

安濃田御厨 史料上は「安濃田」「安乃田」などと表記される。阿野田町付近に立地した御厨である。建久三年（一一九二）八月に伊勢神宮領を書きあげた史料によると、伊勢内宮領で、給主は藤原氏の某女性。供祭物は、上分米四石を納入していた（史422）。また『神鳳鈔』によると、その四石は十二月に納めたことが分かる。

豊田御厨 比定地は不詳ながら、阿野田町付近に比定する説が

ある。建久三年（一一九二）八月の史料によると、伊勢内宮領で、給主は阿野田御厨と同じ藤原氏の某女性。供祭物として御贄米二石五斗を納めていた（史422）。また『神鳳鈔』によると、田地は五〇町。上分米は六・九・十二月の一石五斗で、ほかに雑料七石五斗を納入したという。

安楽御厨 現在の安坂山町は、明治初年に安楽・坂本・池山の三村が合併したものである。安坂山町付近に立地したことは、まちがいあるまい。

まず、平清盛の叔父で、保元の乱で敗れた平忠正の散在所領の一部が、後白河天皇の後院領として没収されて安楽村となる（第五章第二節第二項を参照）。さらに、承久の乱で後鳥羽院の後院領として鎌倉幕府に没収された安楽村が、北条政子によつて伊勢内宮に寄進され、安楽御厨となったことは、前述したとおりである（本章第二節第一項を参照）。『神鳳鈔』にも「承久御寄進」とあり、六・九・十二月に上分米一石を納めることになっていた。

その後、安楽御厨は、鎌倉時代の末までに北条氏領となる。そして、幕府滅亡を経た建武二年（一三三五）九月、北条氏一門の大仏宣直の旧領であつた「安楽園村」が、伊勢神宮に寄進されている（史557）。「安楽園村」は、安楽村とともに後院領となり、伊勢神宮に寄進された西園村（比定地不明）の存在をふまえるに、「安楽・西園村」の誤りである可能性もある。

なお、建保二年（一一二四）五月の史料に、東大寺の末寺として伊勢国内の「安楽寺」がみえる（史449）。この安楽寺は、東大寺の東南院門跡で、東大寺の長官たる別当も務めた定範に伝えられる。定範は、元仁二年（一一二五）二月に没する。

その際、安楽寺をふくむ東南院領は、定範から同院を継承した道深法親王に伝えられ、改元した嘉禄元年（一一二五）十一月、朝廷が東南院領の相伝を認めている（史459）。道深は、後高倉院の皇子。仁和寺（京都市右京区）の長官たる御室門跡であつ

た。

安楽寺が安楽御厨付近に立地した確証はないが、伊勢国内に「安楽」の地名は、他にみいだしえない。ここに記して、後考をまきたい。

井後御厨 史料上の表記は「井後」である。現在の井尻町付近に立地。安楽御厨と同じ経緯で、同じ伊勢外宮領となった。『神鳳鈔』にも「承久神領内」とあつて、九月に二斗五升を納めていたことが分かる。

なお、寛喜三年（一一三二）十月の伊勢神宮公卿勅使の派遣に際して、法性寺ほつしようじ（京都市東山区）領の井後荘がせきのうまや関馭家の雑事を勤めている（史469）。法性寺は、十世紀に摂政・関白を務めた藤原忠平が創建した藤原氏の氏寺である。井後荘が井尻町付近に立地した可能性もあるが、津市殿村にも井尻の小字が残る。他に史料もなく、井後御厨との関係も不詳とせざるをえない。

葉若御厨 史料上では「葉若」と表記される。羽若町付近に立地。安楽・井後御厨と同じ経緯で後院領の葉若村となり、北条政子によって伊勢外宮に寄進された。『神鳳鈔』には「内時御神領内」（意味不詳）とあり、九月に二斗五升を納入していた。延元四年・暦応二年（一一三三九）十月の史料には、伊勢神宮に「長日御幣の紙」を納める四力所の神領のひとつとしてみえている（史578）。

久賀御園 延元四年・暦応二年（一一三三九）十月の史料によると、「久賀御園」が伊勢神宮に五斗を納めていた（史578）。関町久我くが付近に立地した御園であろう。平安時代の末、平清盛の孫で重盛の次男資盛が「久我荘」に蟄居していたとの伝承が残ることについては、前述したとおりである（第五章第三節第一項を参照）。

末弘御厨 小野町に末弘すえひろの小字が残り、末弘御厨は、市域に立地した可能性がある。建久三年（一一九二）八月の史料による

と、内宮領で、給主は検非違使であった姓未詳の政康^{まさやす}。供祭物として年に米六石を納めていた（史422）。『神鳳鈔』は末弘御厨を鈴鹿郡内とし、田地一〇町と六石の負担を記している。

河内御厨 両尾町^{ふたお}に河内^{こうち}の小字が残り、市内の御厨であった可能性はある。『神鳳鈔』の鈴鹿郡の項に「河内御厨」がみえるが、異本では「河南御厨」となっており、河曲郡の河南御厨^{かわなみ}（鈴鹿市江島町）の誤記載である可能性もある。神宮に対する負担などは不明である。

那越御厨 田村町に名越^{なごし}の小字が残る。やはり市域に立地した可能性がある。延元四年・暦応二年（一三三九）十月の史料によると、一反あたり三升の上分米を納めている（史578）。